

第66期 中間決算公告

平成20年12月22日

東京都港区芝三丁目33番1号

中央三井信託銀行株式会社

取締役社長 田辺 和夫

中間貸借対照表（平成20年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現 金 預 け 金	335,532	預 金	8,591,954
コ ー ル ロ ー ン	120,000	譲 渡 性 預 金	778,650
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	40,187	コ ー ル マ ネ ー	487,163
買 入 金 銭 債 権	125,425	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	1,892,085
特 定 取 引 資 産	35,583	特 定 取 引 負 債	4,635
有 価 証 券	5,126,054	借 用 金	690,183
貸 出 金	8,121,642	外 国 為 替	4
外 国 為 替	842	社 債	179,134
そ の 他 資 産	336,274	信 託 勘 定 借	976,046
有 形 固 定 資 産	103,785	そ の 他 負 債	125,407
無 形 固 定 資 産	29,939	未 払 法 人 税 等	585
繰 延 税 金 資 産	144,084	そ の 他 の 負 債	124,822
支 払 承 諾 見 返	51,969	賞 与 引 当 金	2,228
貸 倒 引 当 金	△ 53,716	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	716
		偶 発 損 失 引 当 金	12,553
		支 払 承 諾	51,969
		負 債 の 部 合 計	13,792,732
		（純 資 産 の 部）	
		資 本 金	379,197
		資 本 剰 余 金	128,511
		資 本 準 備 金	128,511
		利 益 剰 余 金	228,767
		利 益 準 備 金	46,008
		そ の 他 利 益 剰 余 金	182,759
		繰 越 利 益 剰 余 金	182,759
		株 主 資 本 合 計	736,477
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,290
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 3,363
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 15,532
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 11,606
		純 資 産 の 部 合 計	724,870
資 産 の 部 合 計	14,517,603	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	14,517,603

中間損益計算書〔平成20年4月1日から
平成20年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経 常 収 益		175,869
信 託 報 酬	10,158	
資 金 運 用 収 益	113,468	
(うち貸出金利息)	(60,930)	
(うち有価証券利息配当金)	(50,303)	
役 務 取 引 等 収 益	40,107	
特 定 取 引 収 益	1,232	
そ の 他 業 務 収 益	4,253	
そ の 他 経 常 収 益	6,648	
経 常 費 用		158,711
資 金 調 達 費 用	51,809	
(うち預金利息)	(22,848)	
役 務 取 引 等 費 用	8,641	
特 定 取 引 費 用	35	
そ の 他 業 務 費 用	6,924	
営 業 経 費	56,523	
そ の 他 経 常 費 用	34,775	
経 常 利 益		17,158
特 別 利 益		10,136
特 別 損 失		239
税 引 前 中 間 純 利 益		27,055
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		108
法 人 税 等 調 整 額		15,900
中 間 純 利 益		11,047

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託受益証券については中間決算日前の1ヶ月の市場価格の平均等、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（追加情報）

平成20年9月30日に保有する一部の変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を考慮し、合理的に算定された価額によっております。これにより、市場価格によって評価した場合に比べ、有価証券が11,954百万円、その他有価証券評価差額金が7,097百万円増加しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～50年

その他 3年～8年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費のうち、企業規模の拡大のためにする資金調達などの財務活動に係る費用は資産として計上し、株式交付のときから3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定方法等の適正性を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から

担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 44,731百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間期末は年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため前払年金費用として「その他資産」に含めて計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して、将来偶発的に発生する可能性のある損失に備えるため、以下の引当金について当該損失を事象毎に合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

<預金払戻損失引当金>

一定の条件を満たしたことにより負債計上を中止した預金について、預金払戻損失引当金を計上しております

<補償請求権損失引当金>

土地信託事業の状況により、将来、受託者として債務の立替等の負担が生じ、それにより取得する補償請求権が毀損する可能性が高い場合に、当該損失を合理的に見積もり、補償請求権損失引当金を計上しております。

7. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業にお

ける金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

この変更による影響はありません。

表示方法の変更

（中間貸借対照表関係）

「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第44号平成20年7月11日）により改正され、平成20

年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資額）総額 170,518 百万円
2. 現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券で当中間期末に所有しているものが 39,459百万円あります。これらは、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券であります。当中間期末に当該処分をせずにすべて所有しております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 35,367百万円、延滞債権額は 60,479百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 2百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 11,448百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 107,298百万円であります。

なお、3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,557百万円あります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	2,858,415百万円
貸出金	73,677百万円

その他資産	70百万円
担保資産に対応する債務	
預金	13,638百万円
コールマネー	50,000百万円
債券貸借取引受入担保金	1,892,085百万円
借入金	600,900百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 515,211百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 9,891百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,188,355百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが2,032,217百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 三井信託銀行株式会社から承継した土地については、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第3号に定める当該事業用土地の課税台帳に登録されている価格に基づいて、合理的な調整（時点修正、地域格差及び個別格差の補正）を行って算出しております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 81,867百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金87,500百万円が含まれております。
13. 社債は、永久劣後特約付社債 109,134百万円及び劣後特約付社債 70,000百万円であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は 175,010百万円であります。
15. 1株当たり純資産額 237円30銭

16. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 1,108,432百万円、貸付信託 677,775百万円であります。

17. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は11.14%であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益 3,606百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却 8,878百万円及び株式等償却 16,231百万円を含んでおります。
3. 1株当たり中間純利益金額 7円24銭
4. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 4円73銭

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中のコマーシャル・ペーパー、並びに「買入金銭債権」中のその他の買入金銭債権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	595,584	598,800	3,215
社債	28,094	28,206	111
その他	311,383	289,676	△21,707
合計	935,062	916,682	△18,379

（注）時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	438,766	552,587	113,821
債券	1,946,429	1,912,214	△34,215
国債	1,890,763	1,856,919	△33,844
地方債	1,188	1,184	△4
社債	54,476	54,110	△366
その他	1,165,303	1,077,957	△87,346
合計	3,550,500	3,542,759	△7,740

（注）1. 中間貸借対照表計上額は、株式及び投資信託受益証券については当中間期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期において、その他有価証券で時価のある株式について、16,172百万円の減損処理を行っております。

「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて30%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があるものと認められる場合を除き、減損処理を実施しております。それ以外の場合は全て、取得原価まで回復する見込みがないと判断し、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とはそれと同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社、正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先以外の発行会社であります。

3. 平成20年9月30日に保有する一部の変動利付国債の時価については、「金融資産の時価算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を考慮し、合理的に算定された価額によっております。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

内 容	金 額(百万円)
満期保有目的の債券 非上場外国証券	4,657
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	170,099
その他有価証券	
非上場社債	325,819
出資証券	140,024
非上場株式	81,286

非上場外国証券	10,004
---------	--------

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	23,963百万円
税務上の繰越欠損金	109,156
有価証券評価損	37,484
その他有価証券評価差額金	16,383
繰延ヘッジ損失	2,301
その他	<u>46,196</u>
繰延税金資産小計	235,485
評価性引当額	<u>△67,764</u>
繰延税金資産合計	167,721
繰延税金負債	
退職給付信託設定益	9,310
その他	<u>14,326</u>
繰延税金負債合計	23,637
繰延税金資産（負債）の純額	<u>144,084百万円</u>

以 上

(参考)

信託財産残高表
(平成20年9月30日現在)

中央三井信託銀行株式会社
(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	633,715	金 銭 信 託	997,188
有 価 証 券	2,589	財 産 形 成 給 付 信 託	13,761
信 託 受 益 権	1,195	貸 付 信 託	580,212
受 託 有 価 証 券	205	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	274
金 銭 債 権	318	有 価 証 券 の 信 託	210
有 形 固 定 資 産	5,518,707	金 銭 債 権 の 信 託	1,277
無 形 固 定 資 産	31,920	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	80,878
そ の 他 債 権	48,046	包 括 信 託	5,758,622
銀 行 勘 定 貸	976,046	そ の 他 の 信 託	301
現 金 預 け 金	219,982		
合 計	7,432,727	合 計	7,432,727

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
3. 共同信託他社管理財産 106,983 百万円
4. 元本補てん契約のある信託の貸出金615,358百万円のうち破綻先債権額は56百万円、延滞債権額は16,029百万円、3ヵ月以上延滞債権額は34百万円、貸出条件緩和債権額は10,166百万円であります。また、これらの債権額の合計額は26,286百万円であります。

(付) 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)の内訳は次のとおりであります。(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

金 銭 信 託 (単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	258,033	元 本	1,108,432
そ の 他	850,444	債 権 償 却 準 備 金	36
		そ の 他	8
計	1,108,477	計	1,108,477

貸 付 信 託 (単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	357,325	元 本	677,775
有 価 証 券	496	特 別 留 保 金	4,216
そ の 他	328,334	そ の 他	4,165
計	686,156	計	686,156